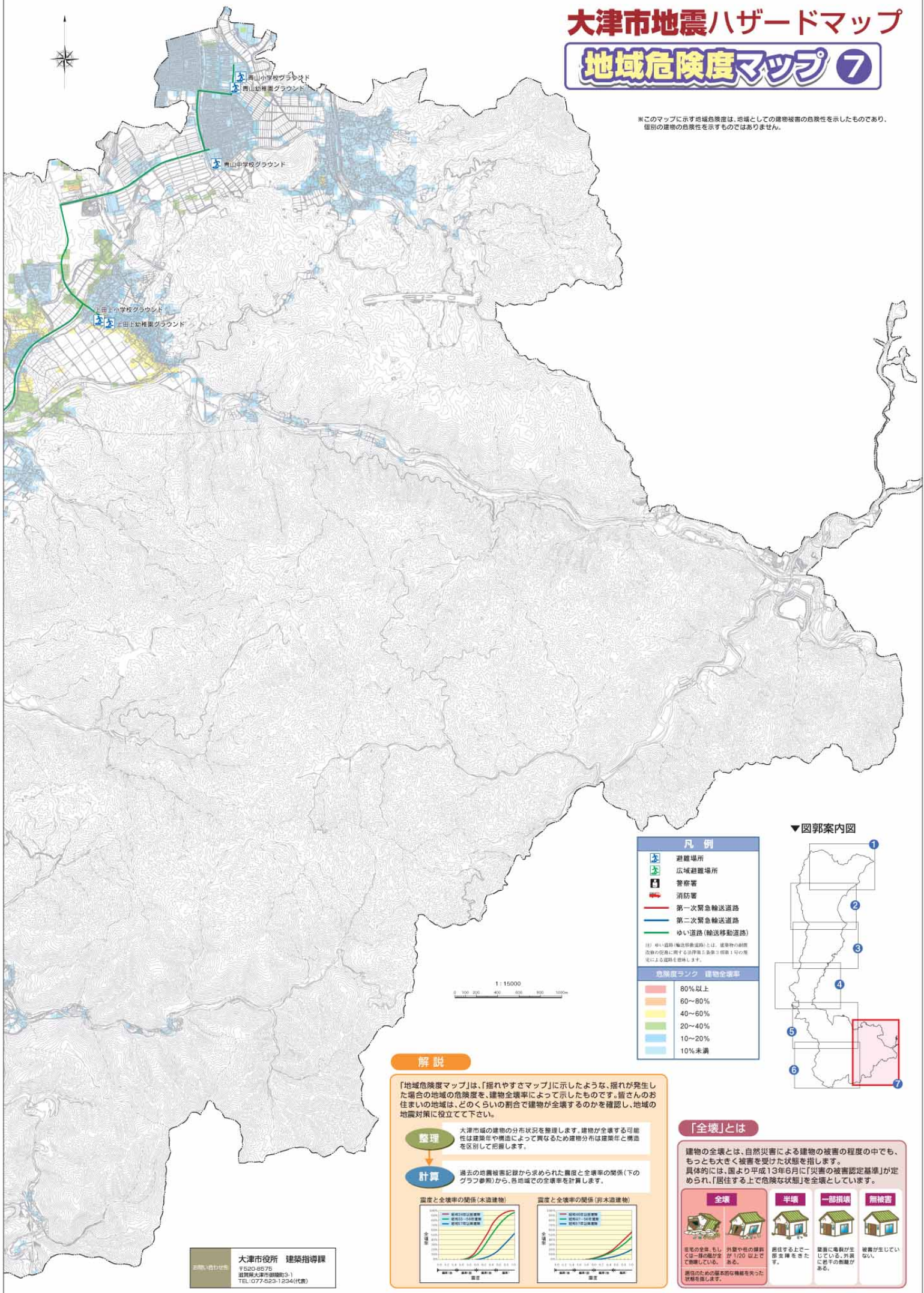


大津市地震ハザードマップ

地域危険度マップ 7

※このマップに示す地域危険度は、地域としての建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。



凡例	
	避難場所
	広域避難場所
	警察署
	消防署
	第一次緊急輸送道路
	第二次緊急輸送道路
	ゆい道路(輸送移動道路)
<small>(注) ゆい道路(輸送移動道路)とは、建築物の倒壊・崩壊の危険に関する法律第三十三条(第四号)の規定による道路を意味します。</small>	
危険度ランク	建物全壊率
	80%以上
	60~80%
	40~60%
	20~40%
	10~20%
	10%未満



解説

「地域危険度マップ」は、「揺れやすさマップ」に示したような、揺れが発生した場合の地域の危険度を、建物全壊率によって示したものです。皆さんの住まいの地域は、どのくらいの割合で建物が全壊するのかを確認し、地域の地震対策に役立ててください。

整理

大津市域の建物の分布状況を整理します。建物が全壊する可能性は建築年や構造によって異なるため建物分布は建築年と構造を区別して把握します。

計算

過去の地震被害記録から求められた震度と全壊率の関係(下のグラフ参照)から、各地域での全壊率を計算します。

震度と全壊率の関係(木造建物)

震度と全壊率の関係(非木造建物)

「全壊」とは

建物の全壊とは、自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指します。具体的には、国より平成13年6月に「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。

全壊	半壊	一部損壊	無被害
住宅の全半、もし外壁や柱の傾斜が1/20以上ある。	居住する上で一部支障をきたす。	壁面に亀裂が生じている。外壁に若干の剥離がある。	被害が生じていない。

※居住のための基本的な機能を失った状態を指します。

大津市役所 建築指導課
〒520-8875 大津市御陵町3-1(代表)
TEL: 077-623-1294(代表)